

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏保保第795号-2

平成27年3月9日

柏市情報公開・個人情報保護審議会

会長 高岡 信 男 様

柏市長 秋 山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健福祉部 障害福祉課	保健福祉部 保健福祉総務課 保健所 保健予防課
個人情報取扱事務の名称	障害者手帳交付事務	自殺実態調査研究事業
個人情報取扱事務の概要	身体障害者福祉法，精神保健福祉法及び厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に基づく各種手帳の交付及び管理を行うもの	本市の自殺者を減少させることを目的とし，自殺者の実態把握及び分析調査を行うもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	平成23年1月から平成26年4月までの間に自殺された方に係る氏名，住所，生年月日，個人番号，身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の有無（障害の種類，程度），精神通院医療申請有無（受けている場合は診断コード番号）	
目的外利用を行った理由	本市の自殺者を減少させるためには，効果的な事業を実施する必要がある。効果的な事業を計画するために，自殺をされた方の実態を把握し分析する必要があるため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	保健福祉部 保健福祉総務課 保健所 保健予防課	
備 考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏保保第795号-3

平成27年3月9日

柏市情報公開・個人情報保護審議会

会長 高岡信男 様

柏市長 秋山浩保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健福祉部 障害者相談支援室	保健福祉部 保健福祉総務課 保健所 保健予防課
個人情報取扱事務の名称	障害福祉サービス支給決定事務	自殺実態調査研究事業
個人情報取扱事務の概要	障害者総合支援法に基づき身体障害者、知的障害者、精神障害者に対し福祉サービスの支給決定を行うもの	本市の自殺者を減少させることを目的とし、自殺者の実態把握及び分析調査を行うもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	平成23年1月から平成26年4月までの間に自殺された方であつて、生前身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持していた方又は自立支援医療を受けていた方に係る氏名、住所、生年月日、個人番号、障害福祉サービス利用の有無	
目的外利用を行った理由	本市の自殺者を減少させるためには、効果的な事業を実施する必要がある。効果的な事業を計画するために、自殺をされた方の実態を把握し分析する必要があるため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	保健福祉部 保健福祉総務課 保健所 保健予防課	
備 考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏保保第795号-4

平成27年3月9日

柏市情報公開・個人情報保護審議会

会長 高岡 信 男 様

柏市長 秋 山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健福祉部 生活支援課	保健福祉部 保健福祉総務課 保健所 保健予防課
個人情報取扱事務の名称	生活保護法に基づく保護金品の支給に関する事務	自殺実態調査研究事業
個人情報取扱事務の概要	生活保護法に基づき、厚生労働大臣が定めた保護基準に基づき、保護を受けている世帯の金銭又は物品の不足分を補うもの	本市の自殺者を減少させることを目的とし、自殺者の実態把握及び分析調査を行うもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	平成23年1月から平成26年4月までの間に自殺された方に係る氏名、住所、生年月日、生活保護受給有無	
目的外利用を行った理由	本市の自殺者を減少させるためには、効果的な事業を実施する必要がある。効果的な事業を計画するために、自殺をされた方の実態を把握し分析する必要があるため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	保健福祉部 保健福祉総務課 保健所 保健予防課	
備 考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏保政第260号

平成27年3月20日

柏市情報公開・個人情報保護審議会

会長 高岡信男様

実施機関名 柏市長 秋山浩保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健福祉部 高齢者支援課	保健福祉部 福祉政策課
個人情報取扱事務の名称	介護保険の保険給付に関する事務	在宅医療需要の将来推計
個人情報取扱事務の概要	介護保険システム台帳（被保険者番号、住所、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定年月日、支援事業者）に関する運用・管理	今後の高齢化を支えるために地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところであるが、この取り組みを計画的に進めることを目的に、在宅医療需要等の将来推計を行うため、在宅医療を受けている市民の状況を医療・介護のレセプト情報から現状分析し、今後の高齢化予測を元に、在宅医療の将来需要を推計する。
目的外利用を行った保有個人情報の項目	介護保険被保険者に係る番号、住所、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、介護給付実績	
目的外利用を行った理由	在宅医療を推進するにあたり、現状分析と将来予測を正確に行うことにより、計画的な事業実施が期待できるため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	保健福祉部 福祉政策課	
備考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏保政第260号
平成27年3月20日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡 信男 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	市民生活部 保険年金課	保健福祉部 福祉政策課
個人情報取扱事務の名称	診療報酬明細書（レセプト）に関する事務	在宅医療需要の将来推計
個人情報取扱事務の概要	医療機関からの請求内容を審査の上、①誤った請求分を医療機関等に返還する ②医療費のうち、自己負担分を除いた金額を支給する。 また、被保険者に保険医療の仕組みを周知するため通知を行い、医療給付の適正化を図る。	今後の高齢化を支えるために地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところであるが、この取り組みを計画的に進めることを目的に、在宅医療需要等の将来推計を行うため、在宅医療を受けている市民の状況を医療・介護のレセプト情報から現状分析し、今後の高齢化予測を元に、在宅医療の将来需要を推計する。
目的外利用を行った保有個人情報の項目	国民健康保険被保険者に係る番号、住所、氏名、生年月日、性別、医療給付実績	
目的外利用を行った理由	在宅医療を推進するにあたり、現状分析と将来予測を正確に行うことにより、計画的な事業実施が期待できるため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	保健福祉部 福祉政策課	
備考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏保政第262号
平成27年3月20日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡 信男 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健福祉部 高齢者支援課	保健福祉部 福祉政策課
個人情報取扱事務の名称	介護保険の保険給付に関する事務	総合特別区域法にかかる事業進捗評価
個人情報取扱事務の概要	介護保険システム台帳（被保険者番号、住所、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定年月日、支援事業者）に関する運用・管理	本市が受けている総合特別区域法に基づく総合特別区域の規制緩和について、サービスの提供実績等を基に、事業の進捗状況及び効果を評価するもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	介護保険被保険者に係る番号、生年月日、性別、要介護状態区分、介護認定調査状況、介護給付実績	
目的外利用を行った理由	総合特区の規制緩和を受けるにあたり、事業実績と計画的な事業展開を国から求められていることから、本事業に係るサービス提供状況及び利用者の状況を的確に把握する必要があったため	
担当部署（目的外利用を行った課等）	保健福祉部 福祉政策課	
備 考		